


働き方改革関連法等読み解きセミナー(受講:無料)

 2019年度 厚生労働省委託事業

「労務管理の知識習得のための専門家育成セミナー事業」

経営指導員、中小企業診断士、税理士、公認会計士、企業グループ内で労務管理の指導的役割を担われる方、企業の労務管理担当者などを対象にしています。



時間外労働の上限規制や年休の時季指定、同一労働同一賃金など
経営者のこんな**声**にお応えできていますか?

労働関係の助成金って
どうすればもらえるの?

年休5日、どうやって
全員にとらせるの?!

働き方改革
わが社も
取り組みたい!

同一労働同一賃金、
どう対応すればいいの?

時間外労働の
上限規制とどうしたら
守れるだろうか?

ガイド
ライン

**働き方改革関連法等
読み解きセミナー**

全国
19ヶ所
(26回)開催

LAW こうして進める時間外労働の上限規制・年休の時季指定・同一労働同一賃金

令和元年度 働き方改革関連法等読み解きセミナー

- 働き方改革関連法が順次施行され、年次有給休暇の時季指定、時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金への企業の対応は待ったなしです。
- 少子高齢化や人手不足の下で、働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるような体制を作ることが企業経営に求められています。
- そこで、日頃主に中小企業の経営を支援しておられる専門家の方々に、働き方改革関連法の内容を解説するほか、働き方を改革するために必要な情報を提供するセミナーを全国 19 都市で延べ 26 回開催します。
- このセミナーで最新の情報やノウハウを得れば、働き方改革に向けた経営指導・支援に役立ちます。

講師紹介

水町 勇一郎 東京大学社会科学研究所教授

1990年東京大学法学部を卒業。東北大学法学部助教授、パリ第10大学客員教授などを経て、現職。専門は労働法。働き方改革実現会議議員、働き方改革関連法とその進め方の第一人者。

日時		会場	セミナー内容
11/11 (月)	14:00~16:30	広島国際会議場 中会議室「コスモス」 広島市中区中島町 1-5 【定員:350名】	<ul style="list-style-type: none">・ 時間外労働の上限規制・ 年休時季指定・ 同一労働同一賃金等

申込方法



全基連

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
National Federation of Labour Standards Associations

ホームページ：働き方改革関連法等読み解きセミナー

<http://www.zenkiren.com/jutaku/senmonka/index.html>

の「申込フォーム」からお申し込みください。

<https://www.zenkiren.com/jutaku/senmonka/form.html>